



各 位

2022 年 2 月 25 日

会社名 日本ペイントホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役共同社長 若月 雄一郎
代表執行役共同社長 ウィー・シューキム
(コード番号: 4612 東証第一部)
問合せ先 インベスターリレーション部長 田中 良輔
(TEL 050-3131-7419)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022 年 3 月 29 日開催の当社第 197 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせします。

1. 定款変更 提案の目的

- (1) 現行定款第 3 条につきましては、当社の事業目的及び体制が純粹持株会社になるよう、一部削除するものであります。
- (2) 現行定款第 13 条につきましては、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行されたことに伴い、「場所の定めのない株主総会」(バーチャルオンリー株主総会)の開催を可能とするよう、所要の変更をするものであります。

バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さま等多くの株主の皆さまがご出席可能となります。また、自然災害を含む大規模災害発生時等には、場所の定めのある株主総会の開催が株主の皆様の利益にも照らして適切でないと取締役会が判断したときに、場所の定めのない株主総会の開催が可能になるため、開催方法の選択肢の拡充は株主の皆さまの利益に資すると考えております。

なお、当社は、2021 年 12 月 6 日付の「場所の定めのない株主総会に係る確認書」により、バーチャルオンリー株主総会を可能にする定款変更の効力発生に必要な、産業競争力強化法第 66 条第 1 項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することの確認を受けています。

- (3) 現行定款第 15 条につきましては、当社の体制変更に伴い、株主総会の招集権者、議長及び代行順序の決定に柔軟性を持たせるために、所要の変更を行うものであります。
- (4) 現行定款第 16 条につきましては、2019 年の会社法の一部改正により株主総会参考書類等の電子提供制度が定められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (5) 現行定款第 22 条につきましては、取締役会長の設置について柔軟性を持たせるために、削除するものであります。
- (6) 現行定款第 23 条につきましては、当社の体制変更に伴い、取締役会の招集権者、議長及び代行順

序の決定に柔軟性を持たせるために、所要の変更を行うものであります。

- (7) 現行定款第25条につきましては、2014年の会社法の一部改正により非業務執行取締役が責任限定契約を締結できるようになっていることに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (8) 現行定款第31条につきましては、当社の役付執行役の選定に柔軟性を持たせるために、所要の変更を行うものであります。
- (9) 現行定款第32条につきましては、当社の執行役の選任に柔軟性を持たせるために、所要の変更を行うものであります。
- (10) 附則につきましては、2019年の会社法の一部改正により株主総会参考書類等の電子提供制度が定められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第2条 (省略)	第1条～第2条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第3条 当社は、つぎの事業を営むこと、ならびにつぎの事業を営む会社(外国会社を含む)その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することおよびこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。	第3条 当社は、つぎの事業を営む会社(外国会社を含む)その他の法人等の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理することおよびこれに関連または附帯する一切の事業を営むことを目的とする。
①～⑩ (省略)	①～⑩ (現行どおり)
第4条～第5条 (省略)	第4条～第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第12条 (省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会 (株主総会招集の時期)	第3章 株主総会 (株主総会の招集)
第13条 ① (省略)	第13条 ① (現行どおり)
② (省略)	② (現行どおり)
(新設)	③ 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
第14条 (省略)	第14条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(株主総会の招集権者および議長)
第15条 ① 株主総会は、取締役会長が招集する。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。	第15条 ① 法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会を招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。
② 株主総会は、取締役会長が議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役または執行役が株主総会の議長となる。	② あらかじめ取締役会が定める取締役または執行役が株主総会の議長となる。当該取締役または執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役または執行役が株主総会の議長となる。

現行定款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(電子提供措置等) 第16条 ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令により書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことが認められている事項の全部または一部を同書面に記載しないことができる。
(新設)	
第17条～第19条 (省略)	第17条～第19条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第20条～第21条 (省略)	第20条～第21条 (現行どおり)
(取締役会長)	(削除)
第22条 取締役会は、その決議をもって取締役会長を選定する。	
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第23条 ① 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会長がこれを招集し、議長となる。</u>	第22条 ① 法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>あらかじめ取締役会が定める取締役が取締役会を招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。</u>
② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が <u>取締役会を招集し、議長となる。</u>	② <u>あらかじめ取締役会が定める取締役が取締役会の議長となる。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会の議長となる。</u>
第24条 (省略)	第23条 (現行どおり)
(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
第25条 ① (省略)	第24条 ① (現行どおり)
② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>非業務執行取締役との間で、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第26条～第28条 (省略)	第25条～第27条 (現行どおり)
第5章 指名委員会、報酬委員会および監査委員会	第5章 指名委員会、報酬委員会および監査委員会
第29条～第30条 (省略)	第28条～第29条 (現行どおり)
第6章 執行役	第6章 執行役
(執行役、代表執行役および役付執行役)	(執行役、代表執行役および役付執行役)
第31条 ① (省略)	第30条 ① (現行どおり)

現行定款	変 更 案
② (省略)	② (現行どおり)
③ 取締役会は、その決議によって、執行役社長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役を定めることができる。	③ 取締役会は、その決議によって、執行役社長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役、 <u>その他の役付執行役</u> を定めることができる。
(執行役の任期)	(執行役の任期)
第 32 条 執行役の任期は、 <u>選任後</u> 1 年以内に終了する最終の事業年度の末日までとする。	第 31 条 執行役の任期は、 <u>取締役会による選任の決議の効力発生後</u> 1 年以内に終了する最終の事業年度の末日までとする。
第 33 条 (省略)	第 32 条 (現行どおり)
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 34 条～第 37 条 (省略)	第 33 条～第 36 条 (現行どおり)
附則	附則
(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)	(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)
第 195 回定時株主総会終結前に社外監査役と締結した会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。	1. <u>第 195 回定時株主総会終結前に社外監査役と締結した会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 35 条の定めるところによる。</u>
(新設)	<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する経過措置等)</u>
	2. ① <u>現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 16 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u>
	② <u>前号の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u>
	③ <u>附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前号の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日：2022 年 3 月 29 日（火曜日）

定款変更効力発生時：上記定時株主総会終結の時

以上